
今月のテーマ 申告期限の延長制度について

一般的に法人税の確定申告書の提出期限は、事業年度終了の日(以下、「期末日」といいます)から2ヵ月以内ですが、一定の場合には申告期限の延長が認められています。今回は確定申告書の申告期限の延長制度についてご紹介いたします。

1. 国税通則法による延長

国税通則法とは法人税など国に納める税金の共通ルールを定めている法律です。その国税通則法第11条において、災害等により被災した場合の申告期限の延長が規定されています。熊本震災のように大規模な災害の場合、国税庁が申告期限の延長を指定するため、延長のための特別な手続は不要ですが、限られた場所でのみ発生した災害のような場合には、税務署長の指定に基づき納税者が自ら申請手続を行わないと申告期限の延長を受けることはできません。

災害等の規模	申請手続	申請期限	延長後の申告期限
都道府県単位に及ぶ大規模災害等	国税庁長官による公示で適用可能地域を指定	不要	公示により指定した期日
個別に発生した小規模災害等	納税者本人が所轄税務署長に申請	理由がやんだ後相当の期間内	税務署長が指定した期日

※災害等とは、震災、風水害、噴火等の自然災害や火災、交通事故等の人災のほか、害虫等の生物による異常な災害が該当します。

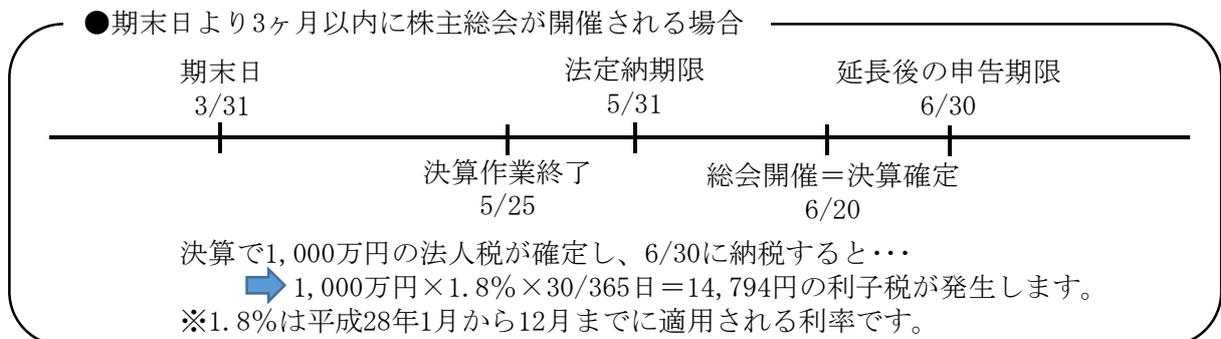
2. 法人税法による延長

国税通則法では災害等による被災が申告期限延長の前提条件でしたが、法人税法では災害等以外の理由で決算が確定しないことも申告期限延長の対象となっています。災害等による被災の場合、頻繁に起こる事態ではないため適用を受ける都度申請する必要がありますが、下表の上から2番目と3番目のような決算期ごとに発生するものについては延長の適用を受けない旨の申請を出さない限り、当初の申請の適用が継続します。

決算が確定しない原因	申請手続	申請期限	延長後の申告期限
災害等による被災	法人が税務署長に申請	期末日の翌日から45日以内	税務署長が指定した期日
・会計監査人の監査が必要 ・期末日から3ヵ月以内に株主総会を開くことを規定など		延長の適用を受けようとする年度の期末日まで	原則として1ヵ月間だが、特別の場合は税務署長が指定する月数の期間

3. 利子税

法人税法の規定により申告期限延長の適用を受けた場合は、納期限の翌日から申告書提出日までの期間について利息に相当する利子税が課されます。なお、利子税は納付した年の経費(損金)に算入されます。



4. 所得税法と消費税法の申告期限の延長について

所得税法と消費税法における申告期限については、法人税のようにそれぞれの税法に特に規定されていないので、国税通則法に基づく申告期限の延長のみが認められています。